

# - 制定・改廃の概要 -

**条例・規則名** 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
**公布年月日・番号** 平成 16 年 6 月 23 日・東京都条例第 131 号

## 1 概要

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 13 年環境省令第 21 号)の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の、ほう素・ふっ素の排水基準に係る暫定基準を改めるものである。

具体的な改正内容は次のとおり。

(1) 附則第 2 項に定める排水基準に係る暫定基準の適用期限を延長する。

(旧)平成 16 年 6 月 30 日

(新)平成 19 年 6 月 30 日

(2) 附則別表に定める排水基準に係る暫定基準のうち、「ほう素及びその化合物」及び「ふっ素及びその化合物」の排水基準の許容限度に係る部分を改正する。

## 2 施行期日

平成 16 年 7 月 1 日

## 3 問い合わせ先

環境局自然環境部水環境課河川規制係

直通電話 03(5388)3494

都庁内線 42-651